

輪島市監査公表第 30 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月20日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月10日（金） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 「やすらぎの杜」（新火葬場）が、平成26年6月1日から運営されている。各種の委託業務の予算計上が見受けられるが、事業実施状況を十分精査し不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 火葬場使用料滞納について

火葬場使用料の滞納者には、連絡を図り分納に努めているが、いま一度、滞納者の状況を十分調査をし、不能欠損の取り扱いも念頭にいれ課内一丸となり、滞納削減に引きつづき取り組まれない。